

記
一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 神奈川県横浜市中区小港町エリヤ一
氏名

二 通知の内容
土地区画整理法第百条第一項の規定により、
別紙のとおり使用し、または収益することを
停止します。

教示

一 この処分について不服があるときは、この処分
があつたことを知った日の翌日から起算して
六十日以内に長野県知事に審査請求することが
できます。

二 この処分について不服があるときは、この処分
があつたことを知った日の翌日から起算して
六箇月以内に茅野市西茅野土地区画整理組合を
被告として、処分の取り消しの訴えを提起する
ことができます。

三 上記の審査請求をした場合においては、当該
審査請求に対する裁決があつたことを知った日
の翌日から起算して六箇月以内に茅野市西茅野
土地区画整理組合を被告として処分の取り消し
の訴えを提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを茅野市宮
川六二三七番地において掲示しています。

令和 年 月 日

長野県茅野市宮川六三八五番地四

土地区画整理組合

理事長

公示送達

土地区画整理法第百条第一項の規定による茅野
都市計画事業西茅野土地区画整理事業の左記に記
載する者に対する使用収益停止通知を送付すべき
場所を確知できないため、同法第百三十三条第一
項及び第二項において準用する同法第七十七条第
五項の規定により、当該通知書の送付に代えてそ
の内容を次のとおり公告する。